

令和 8 年度四万十市中村地域放課後児童クラブ入所案内

1. 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない留守家庭の児童に対し、放課後や学校休業日に適切な遊び及び生活の場を提供することで、その健全な育成を図ることを目的とした施設です。学校や地域と連携を図りながら、家庭の子育て支援もおこなっています。

■運営主体

四万十市中村地域放課後児童クラブは、令和 6 年度から、委託受託者である「特定非営利活動法人 スマイルはたっこ」が運営しています。

■クラブの名称、定員等

学級名		定員	住所	電話番号
さくら学級 (中村小学校)	第 1	30	中村新町 3 丁目 16 番地（玉姫会館）	090-3055-3499
	第 2	39	中村新町 3 丁目 20 番地（地域交流室）	090-4507-7050
	第 3	20	中村新町 3 丁目 20 番地（新町集会所）	090-7115-9899
つばめ学級 (中村南小学校)	第 1	33	中村不破上町 1949-1 (学校敷地内専用施設)	080-9830-0455
	第 2	31		090-3055-3409
	第 3	31		090-3055-3380
なかよし学級 (東山小学校)	第 1	36	佐岡 949 番地 (学校敷地外専用施設)	090-5914-7945
	第 2	31		090-7410-0855
	第 3	31		090-3055-3390
とんぼ学級 (具同小学校)	第 1	45	具同田黒 1 丁目 9 番 6 号 (学校敷地外専用施設)	080-3163-2311
	第 2	30		080-4030-1622
	第 3	30		080-3920-8337
どんぐり学級 (東中筋小学校)		29	国見 460 番地 (東中筋小体育館内)	080-6380-8209

■対象児童

入会しようとする放課後児童クラブの実施区域の小学校に就学しており、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない留守家庭の児童

■入所要件

入所の要件は、(1)～(3)の要件を全て満たしている場合です。要件を満たしていても、留守家庭児童を理由に学校指定変更している場合は、入所できない場合があります。

(1)保護者及び20歳以上65歳未満の同居家族が表のいずれかに該当していること

事由	内容・入所許可期間	提出書類
就労	① 週16時間以上就労している ② 月の合計就労時間が、64時間以上である ③ 就労終了時刻が、午後2時以降である ※ 就労先が複数の場合は、各々の勤務時間を合算します ※ 土曜日利用にあたっては土曜日が就労日であること	就労証明書 (様式2)
入所許可期間	就労期間(最長4月1日から翌年3月31日まで)	
出産	母親が出産前後で、児童の保育ができない場合	母子健康手帳
入所許可期間	出産予定月とその前後2ヶ月(合計5ヶ月間)	の写し
育児休業	1歳未満の子どもの育児のため、児童の保育ができない場合	育児休業給付金決定通知書の写し
入所許可期間	育児休業取得期間	
疾病・障害	保護者が疾病、障害により、児童の保育ができない場合	診断書
入所許可期間	診断書等の療養期間による 診断書等有りの場合・・・療養期間(最長4月1日から翌年3月31日まで) 診断書等無しの場合・・・3ヶ月間	または障害者 手帳の写し
介護・看護	保護者が親族の介護、看護により、児童の保育ができない場合	診断書
入所許可期間	介護・看護を継続している期間(最長4月1日から翌年3月31日まで)	または障害者 手帳の写し または介護保 険被保険者証 の写し
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	罹災証明書
入所許可期間	災害復旧に従事している期間	
求職中	求職活動中で、児童の保育ができない場合	求職活動状況 申立書(様式 3)
入所許可期間	入所月の翌々月末まで(必要に応じて更新できる)	
就学 職業訓練	就学や職業訓練等のため、児童の保育ができない場合 ※ 就学時間の条件は就労の①から③までの条件と同様	在学証明書 または学生証の 写し
入所許可期間	就学期間(最長4月1日から翌年3月31日まで)	

(2)原則、週3日以上の利用が見込まれること。

(3)過去5年間に於いて四万十市放課後児童クラブ利用料の滞納がない世帯。

■開所日および開所時間について

開所日	開所時間
平日（学校登校日）	放課後から午後 6 時
土曜日※8 月を除く各月 2 回程度	基本 午前 9 時～午後 5 時
学校の振替休業日	〔 希望者のみ 早預かり 午前 8 時～午前 9 時 希望者のみ 居残り 午後 5 時～午後 6 時 〕
長期休暇期間（夏休み・冬休み・春休み）	

■閉所日

- (1)日曜日・祝日
- (2)土曜日※8 月を除く各月 2 回程度は開所日
- (3)夏季学校閉庁期間に準ずる期間（令和 8 年度は 8 月 10 日から 8 月 16 日）
- (4)1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日から 31 日まで
- (5)災害時、感染症流行時などに臨時に閉所する場合があります。
- (6)各クラブで閉所日を設ける場合があります。

■一日のスケジュール

登校日		学校休業日
	8:00	開設・出席確認
	9:00	宿題や自由遊びをして過ごす
	10:00	
	11:00	
	12:00	昼食
	13:00	自由遊び
下校時刻に合わせて開所	14:00	イベントや特別活動があるかも♪
おやつ	15:00	おやつ
宿題や自由遊びをして過ごす	16:00	自由遊び
	17:00	
お迎え	18:00	お迎え

■年間行事

各クラブで季節のイベントやお誕生日会などがあります。

長期休暇には、生涯学習センター「楽しく学べる出前講座」や地域の先生による工作ワークショップなどが開催されます。

■利用料について

クラブの運営費は、四万十市からの委託料と保護者の利用料でまかなわれています。利用にあたって、以下の集金をします。各費用の納入方法は入所決定後にご案内します。

入会金	1,000 円（途中退会の場合も返金なし）
基本利用料	利用児が 1 名の場合 月額 5,000 円 利用児が複数名の場合 月額 4,000 円
その他	教材費、プログラム参加費など、実費相当額の支払いを求めることがあります

■利用料の免除について

就学援助制度の対象世帯は基本利用料が免除されます。新 1 年生の場合は新入学準備金の支給対象となった世帯、在籍児童の場合は前年度に就学援助制度の対象だった世帯について、本年度の結果通知が届くまでの基本利用料のお支払いは保留されます。今年度、新規に就学援助認定申請を予定されている方は、学童保育事務局までご連絡ください。入会金やその他の実費は免除の対象外です。

■退会届、休止届について

クラブを退会しようとする時は前月 10 日までに退会届を提出してください。

8 月（8 月 1 日～8 月 31 日）のみクラブの利用を休止することができます。休止を希望する場合は 7 月 10 日までに休止届を提出してください。休止届の提出があった場合は、8 月利用料はいただきません。

届出の種類	提出書類	提出期限
退会	退会届出書（様式 4）	前月 10 日まで
休止（8 月のみ）	休止届出書（様式 4）	7 月 10 日まで

■ご利用にあたり注意していただきたいこと

- ① 児童の安全確保の観点から、児童帰宅時の保護者のお迎えを基本としていますので、保護者又は保護者に代わる人（祖父母等）のお迎えをお願いします。保護者による送迎以外の方法を希望する場合は、ご相談ください。
- ② 万が一の事故や急病に備えて、緊急時連絡先は常に応答できるようにしておいてください。
- ③ 支援員等の指示や制止を聞かず、他の児童に対して危害を加える、クラブ内の設備や備品を壊す等の危険行為があり、クラブの安全な運営が維持できないと認められた時は、退所になる場合があります。
- ④ 各クラブでは、子どもたちが安心安全に過ごせるように、様々なルールがあります。入所決定後にお知らせしますので、お子さんといっしょにご確認ください。

2. 入所申込について

■令和8年4月入所までのスケジュール

入所案内の配布	在籍児童	11月4日（火）～12月12日（金） 在籍している児童クラブで配布します
	新1年生	就学時健診会場にて配布します ①10/24（金）東山、大用、利岡、中筋 ②10/27（月）具同 ③10/28（火）中村南、下田、竹島、蕨岡 ④10/30（木）中村、八束、東中筋
申し込み場所	在籍児童	在籍している児童クラブ
	新1年生	入所を希望する児童クラブ
申し込み期間	在籍児童	11月10日（月）～12月12日（金）18：00まで
	新1年生	11月10日（月）～12月12日（金）18：00まで
決定通知および待機決定通知	在籍児童	令和8年2月2日（月）
	新1年生	令和8年2月2日（月）
転校生枠申し込み締め切り		令和8年3月25日（水）12：00まで
転校生および待機児童繰り上げ入所決定通知		令和8年3月26日（木）

■入所申し込みに必要な書類

書類	必要数
放課後児童クラブ入所申込書【 全員必要 】	児童1人につき1部
入会要件に関する証明書【 全員必要 】 <u>2Pの入所要件一覧表に記載</u>	保護者の人数分 20歳以上65歳未満の同居家族の人数分

- ① 各種様式は、ホームページからダウンロードできます。

NPO 法人スマイルはたっこ <https://smile-hatakko.jp/>



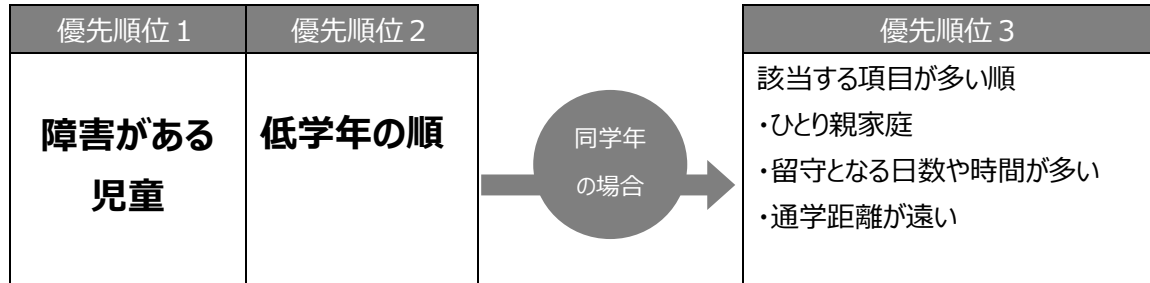
- ② 就労証明書は、四万十市保育施設入所申し込み用と同じものです。

下の子どもさんの保育施設入所申し込み用に作成した就労証明書のコピーでもかまいません。

- ③ 個人事業主の場合は、就労証明書に代わるものとして、最新の確定申告書を提出してください。開業後、確定申告をしていない場合は、開業届出書の控え又は営業許可証の写しを提出してください。

■入所決定について

次の優先順に基づいて入所を決定します。定員を超えた場合は待機児童となります。



■入所決定後の辞退について

入所申込辞退届出書（様式 4）をすみやかに提出してください。4 月以降に辞退届出書が提出された場合、入会金は返金いたしません。

■令和 8 年 5 月以降の入所申し込みについて

入所しようとする前月 10 日までに、入所を希望するクラブに必要書類をご提出ください。

定員に達していない場合は、書類選考を経て、入所決定を行います。ご家庭の状況、子どもさんの状況によっては、面談を行う場合があります。

定員に達している場合も申し込みを受け付けますが、待機児童となります。

■待機児童となられた場合

入所を希望するクラブの定員に空きができた場合、優先順位に基づいて入所を決定します。入所が決定した場合は、クラブから保護者へすみやかに連絡し、入所手続きをご案内します。定員の空き状況は、各クラブにご確認ください。

なお、入所申し込みを取り下げる場合は、すみやかにご連絡ください。

（問い合わせ先）

各放課後児童クラブ 住所・電話番号は 1 ページに記載しています
学童保育事務局

四万十市右山 1 丁目 2 番 4 号（四万十市立児童館内）

☎ 0880-34-8361 担当者：黒川・刈谷・松本